

# 令和3年度幼稚園教育理解推進事業（都道府県協議会） 実施要項

## 1 趣 旨

各都道府県において、幼稚園の教育課程の基準をはじめとして幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実を図る。

## 2 主 催

文部科学省、都道府県及び都道府県教育委員会

## 3 実施期間

令和3年12月に実施予定の中央協議会への参加を考慮し、各都道府県教育委員会において適宜設定するものとする。

## 4 実施内容

都道府県協議会については、下記(1)を実施するとともに、地域の実情に応じ、(2)から(4)を適宜追加して実施するものとする。

都道府県協議会は、別添1の「都道府県協議会協議主題」に基づいて行うものとし、(1)については、中央協議会における研究協議等のため、別添2の研究分担に応じて研究を行うものとする。ただし、各都道府県教育委員会において、研究分担以外の協議主題を加えて研究を行うことも可能である。

また、(1)については、実践に基づく具体的な研究協議等が行えるよう実施方法を工夫するものとする。

- (1) 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題等についての専門的な講義や研究協議等
- (2) 園長等に対する幼稚園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等
- (3) 保育技術についての専門的な講義や研究協議等
- (4) その他、各都道府県において地域の実態等を踏まえ、必要に応じて設定した課題に関する研究協議等

## 5 協議主題及び協議の視点

これまでの本事業の成果や課題を踏まえ、協議主題に基づく研究協議等を更に深めるための協議の視点を示している。都道府県協議会では担当する各協議主題について全ての協議の視点に基づいて研究協議等を行うものとする。ただし、各都道府県教育委員会において、それ以外の協議の視点を加えて、研究協議等を行うことも可能である。

なお、令和3年12月に実施予定の中央協議会においても、この協議の視点に基づいて協議を行うこととしている。

## 6 参加者等

### (1) 参加者資格

「4. 実施内容」の(1)

ア. 各都道府県・市町村教育委員会の指導主事等

イ. 国公立私立幼稚園の園長及び教員等

「4. 実施内容」の(2)

国公立私立幼稚園の園長等

「4. 実施内容」の(3)

国公立私立幼稚園の中堅教員等

「4. 実施内容」の(4)

各都道府県教育委員会が適宜定める。

なお、都道府県教育委員会において、本事業の実施に当たり次の者の参加について配慮すること。特に、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことや小学校教育との接続に関するものが協議内容に含まれることから、下記ア、イ、ウ、エの者の参加に配慮すること。

ア. 認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等

イ. 保育所の施設長及び保育士等

ウ. 小学校の校長及び教員等

エ. 各都道府県・市町村の子ども・子育て支援新制度担当者、保育行政担当者等

オ. 幼稚園教員養成課程を置く大学（教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）の教員

カ. 各都道府県の私立学校行政担当者

### (2) 参加人員及び参加人数

各都道府県教育委員会が適宜定めるものとする。その際、各都道府県知事部局、各市町村長部局・教育委員会、附属幼稚園を置く国立大学及び関係団体等の関係機関で協議すること。

## 7 運 営

(1) 各都道府県教育委員会は、私立学校主管部局、子ども・子育て支援新制度担当部局等の関係機関と十分に連携・協力して、都道府県協議会の適切な運営を図るものとする。

(2) 各都道府県教育委員会は、都道府県としての成果をまとめるものとする。

## 8 講 師

各協議の内容に専門的な知識を有する者の中から、各都道府県教育委員会が適宜定めるものとする。

都道府県協議会協議主題（令和3年度）

(1) 幼稚園の教育課程の編成及び実施等に伴う指導上の諸課題等についての専門的な講義や研究協議等

<共通協議主題>

新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動

【協議の視点】

- ① 幼稚園等で実践されている、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら幼児を健やかに育む活動の工夫が求められている。各園での実践などについて協議を深め、各地域の感染状況等を踏まえた感染症対策を講じつつ、幼児にとって必要な体験を確保するための活動の工夫等について考える。

（協議主題の理解を深めるために必要な資料等）

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

第1章 総則

第1節 幼稚園教育の基本

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

○幼稚園等再開後の取組事例集（令和2年9月7日時点）

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

## <協議主題1>

幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について

### 【協議の視点】

- ① 幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならないとされている。教育課程に基づき指導計画を作成するとはどういうことか。
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものとされているが、どのように考慮したらよいか。

(協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

第1章 総則

第2節 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第3節 教育課程の役割と編成等

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

## <協議主題2>

カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価について

### 【協議の視点】

- ① 各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとしてされている。カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価を実施するとは、具体的にはどのようなことか。

(協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

第1章 総則

第6節 幼稚園運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

○「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」(平成23年11月文部科学省)

### <協議主題3>

#### 障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について

##### 【協議の視点】

- ① 個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとあるが、組織的かつ計画的に行うために幼稚園はどのような体制を整備すべきか。
- ② 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとされている。関係機関との連携を図っていくに当たって、幼稚園が取り組むことや留意することは何か。

##### (協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

##### 第1章 総則

##### 第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導

##### 1 障害のある幼児などへの指導

○「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成29年3月文部科学省)

### <協議主題4>

#### 小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について

##### 【協議の視点】

- ① 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとするがあるが、連携と接続の違いを踏まえつつ、幼稚園教育要領で求められている接続を図るためには、今後、どのような工夫が必要となってくるのか。

##### (協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説

##### 第1章 総則

##### 第3節 教育課程の役割と編成等

##### 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

○小学校学習指導要領及び小学校学習指導要領解説

令和3年度 幼稚園教育理解推進事業の協議主題  
研究分担表

区分	共通協議主題	協議主題1	協議主題2	協議主題3	協議主題4
1	北海道	○		○	○
2	青森県	○	○		○
3	岩手県	○		○	○
4	宮城県	○	○		○
5	秋田県	○		○	○
6	山形県	○	○		○
7	福島県	○		○	○
8	茨城県	○	○		○
9	栃木県	○		○	○
10	群馬県	○	○		○
11	埼玉県	○		○	○
12	千葉県	○	○		○
13	東京都	○		○	○
14	神奈川県	○	○		○
15	新潟県	○		○	○
16	富山県	○	○		○
17	石川県	○		○	○
18	福井県	○	○		○
19	山梨県	○		○	○
20	長野県	○	○		○
21	岐阜県	○		○	○
22	静岡県	○	○		○
23	愛知県	○		○	○
24	三重県	○	○		○
25	滋賀県	○		○	○
26	京都府	○	○		○
27	大阪府	○		○	○
28	兵庫県	○	○		○
29	奈良県	○		○	○
30	和歌山県	○	○		○
31	鳥取県	○		○	○
32	島根県	○	○		○
33	岡山県	○		○	○
34	広島県	○	○		○
35	山口県	○		○	○
36	徳島県	○	○		○
37	香川県	○		○	○
38	愛媛県	○	○		○
39	高知県	○		○	○
40	福岡県	○	○		○
41	佐賀県	○		○	○
42	長崎県	○	○		○
43	熊本県	○		○	○
44	大分県	○	○		○
45	宮崎県	○		○	○
46	鹿児島県	○	○		○
47	沖縄県	○		○	○
計	47	23	24	23	24